

装官総第4322号
令和6年3月13日

防衛技監
長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官 殿
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁の職員が部外に対し意見発表する際の事務処理要領について（通達）

標記について、部外に対する意見発表の際の手続の徹底について（防官広第2916号。21. 3. 12。以下「大臣通達」という。）第4項ただし書の規定に基づき、下記のとおり定め、令和6年3月15日から適用することとしたので通達する。

記

1 届出要領

- (1) 防衛装備庁の職員（防衛装備庁長官を除く。）が、職務に関係する意見を部外に対し発表する際は、あらかじめ別紙様式により、防衛装備庁長官（長官官房総務官気付）に届け出るものとする。
- (2) 届出の要否等、この要領の実施に関し不明な点がある場合は、長官官房総務官に照会するものとする。

2 その他

- (1) 防衛装備庁の職員が研究論文等を部外へ発表する場合の手続は、研

究論文等部外発表事務処理要領について（装技振第13411号。令和5年7月31日）に基づいて処理するものとされている。ただし、発表内容に職務に関係する意見が含まれる場合は、この要領の定めるところによる。

- (2) この要領の適用の際、現に防衛装備庁の職員が部外に対し意見発表する際の事務処理要領について（装官総第181号。27. 10. 1）に基づき既に届け出ているものについては、この要領に基づき届出がなされたものとみなす。
- (3) この要領の実施に関し必要な事項は、長官官房総務官から連絡させる。

別紙様式
年 月 日
(提出日)

部外に対する意見発表について

防衛装備庁長官 殿
(長官官房総務官気付)

所 属
官 職
氏 名

下記のとおり実施するので届け出ます。

記

- 1 発表形態
寄稿、テレビ、ラジオ出演、講演、その他 ()
- 2 寄稿する雑誌名、講演の主催者等
- 3 実施期日及び発表期日
(収録日等の実施期日は、発表期日と異なる場合に記載)
- 4 実施場所 (講演等の場所)
- 5 対象者及び予定される聴衆者数 (主催者側に確認できる範囲で可)
- 6 主題 (論文題名、講演演目等)
- 7 内容 (可能な場合、原稿・配布資料等を添付)